安威川ダム岩盤判定会議
打ち合わせ記録５６回～６２回

巻末資料１.打合せ記録簿

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　■受注者	発議年月日	平成３０年　８月　１７日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第１回打合せ　初回打合せ】 ＜出席者＞ 安威川ダム：永江主査、岡野副主査 ニュージェック：[redacted] ＜提出資料＞ (1) 業務計画書 (2) 照査報告書(第１回) ＜協議事項＞ (1) 業務計画書 ・業務計画書の内容について説明を行い、誤字等を修正した上で提出する。 (2) 岩盤スケッチ及び岩盤判定会議について ・業務期間が平成 29 年度業務と重なっているため、ロック敷き部については平成 30 年 9 月以降に実施する範囲を本業務の対象範囲とする。 ・当初契約範囲と異なる場合には設計変更を行う。 (3) その他・今後の予定 ・電子成果品は、サイズ容量が大きくなる場合には DVD-R を使用する。また、電子成果品については、大阪府電子納品チェックシステムによる確認結果だけでなく、国交省チェックシステムによる確認結果（ファイル一覧を含む）を提出する。 ・設計検討について、特記仕様書の内容にない新規工種の検討内容や、掘削変更に伴わない設計検討が発生した場合、契約内容について発注者と協議する。		
処理・回答　発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
処理・回答　受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　■受注者	発議年月日	平成２９年　１１月　８日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第２回打合せ（第56回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：川路グループ長 安威川ダム：山内所長、高城次長、矢野課長、武部グループ長、関本主査ほか ダム技術センター：[redacted] 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダム JV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第56回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：ロック敷き 左岸上流部：No.14+18～No.16+15、DC-60～DC-115） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 (2) 指摘事項 ・別冊資料Ｐ．３に記載された「表-２　高角度に分布する断層及び変質・劣化部等の処理方針（案）」のうち処理方針Ⅳに記載された断層幅の表記に誤りがあるため確認し修正する。 ・No.15、DC-100 周辺の石英閃緑岩の分布範囲においては、風化が著しかったため、盛立て前に掘削除去を行う。 ・ホルンフェルスの分布範囲で、細かな浮石が点在していたため盛立て前に再度除去する。 ・今回の受検範囲で盛立てを行う際は、低標高部との上下作業となるため安全に留意する。		
発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　■受注者	発議年月日	平成３０年　１１月　２１日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第３回打合せ（第57回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：川路グループ長 安威川ダム：山内所長、高城次長、矢野課長、武部グループ長、関本主査ほか ダム技術センター：[redacted] 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダム JV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第57回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：ロック敷き 左岸上流部：No.14～No.14+18、DC-49～DC-82m） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 (2) 指摘事項 ・DC-70 付近低標高部において、数箇所に凹部が見られた。通常のロック材では凹部に充填できず、転圧できないため、細かい材料で盛立する。		
発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　■受注者	発議年月日	平成３１年　１月　１８日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第4回打合せ（第58回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：川路グループ長 安威川ダム：山内所長、高城次長、矢野課長、武部グループ長、関本主査ほか ダム技術センター：[redacted] 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダム JV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第58回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：ロック敷き 右岸下流部：①No.9+15～No.10+15、DC+126～DC+148 ②No.12+4～No.13+6、DC+137～DC+148 ③No.12+16～No.13+2、DC+103～DC+108m） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 (2) 指摘事項 ・No.10+2m、DC+135m 付近に河床砂礫の堆積物が岩盤の亀裂に存在したため、掘削除去したうえ、細粒ロック材にて丁寧に盛立を行う。 ・No.9+18m、DC+140m 付近で凹部が見られたため、このような箇所は、細粒ロック材にて丁寧に盛立を行う。 ・No.9+18m、DC+143m 付近で草の根が混じった堆積土砂が存在したため、盛立前に掘削除去を行う。		
	発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　年　月　日	
	受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　年　月　日	

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　　■受注者	発議年月日	平成３１年　２月　１日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第５回打合せ（第59回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：平井主査 安威川ダム：山内所長、高城次長、矢野課長、武部グループ長、関本主査ほか 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダムJV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第59回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：ロック敷き 右岸下流部：①No.10～No.11+13、DC+110～DC+136 河床下流部：②No.12+7～No.14、DC+65～DC+99 ③No.13+7～No.15+6、DC+70～DC+101） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 (2) 指摘事項 ・No.10+10m、DC+120～130m 付近で溝状の凹部が見られたため、転圧不足にならないよう、細粒ロック材を用い、人力およびランマ等で丁寧に盛立を行う。 ・No.13+3～15m、DC+65～75m 付近に掛けて高標高部分で浮石が見られたため、盛立前に確認し除去する。 ・No.13+7m 付近にオーバーハングとなった地形が見られたため、人力およびランマ等で丁寧な盛立を行う。 ・表面の風化により真砂化したところは盛立て前に除去すること。 ・No.9+13m、DC+120～130m 付近で凹部が見られた。今回受検対象区域ではないが、このような箇所は、転圧不足にならないよう、細粒ロック材を用い、人力およびランマ等で丁寧に盛立を行う。		
発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　　■受注者	発議年月日	平成３１年　２月　１４日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第６回打合せ（第60回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：平井主査 安威川ダム：山内所長、高城次長、矢野課長、武部グループ長、関本主査ほか ダム技術センター：[redacted] 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダム JV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第60回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：非常用洪水吐き 導流部　：非No.-1+14.4～非No.-2+19.5 流入部　：非No.-3+16.3～非No.-5+19.5（法面部） ロック敷き　河床下流部：No.12+8～No.15+8、DC+76～DC+147） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 (2) 指摘事項 ・No.15、DC+100m付近に見られたオーバーハングとなった部分については、転圧の支障となる恐れがあるため、盛立て前に掘削除去する。また同箇所で浮石も見受けられたため、併せて除去する。 ・No.14+14m、DC+120mのF-10断層付近に見られたオーバーハングとなった部分については、転圧の支障となる恐れがあるため、盛立て前に掘削除去する。 ・No.13+13～14m、DC+135付近の高標高部で木の根が残存している箇所があったため、盛立て前に除去する。		
発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		

様式－３１

協　議　書（打合せ記録簿）

発　議　者	□発注者　■受注者	発議年月日	平成３１年　２月　２８日
発　議　事　項	□指示　■協議　□通知　□承諾　■提出　■報告　□届出　□その他（　　）		
業　務　名	安威川ダム　ダムサイト基礎岩盤面観察・評価業務委託（H30）		
打合せ内容	【第７回打合せ（第 61 回岩盤判定会議）】 ＜出席者＞ 大阪府河川室：平井主査 安威川ダム：山内所長、高城次長、武部グループ長、関本主査ほか ダム技術センター：[redacted] 水資源機構：[redacted] ニュージェック：[redacted] 安威川ダム JV：[redacted] ＜提出資料＞ ・第 61 回 岩盤判定会議資料（別冊資料含む） （地盤検査：非常用洪水吐き導流部：非 No. 2+14. 5～非 No. -2+19. 5 流入部：非 No. -4+0. 4～非 No. -4+15. 6 ロック敷き河床下流部：①No. 13+14～No. 15+10、DC+81～DC+146 ②No. 14+18～No. 15+6、DC+42～DC+76） ＜協議事項＞ (1) 岩盤判定会議内容 ・上記検査対象で示した範囲について地盤検査を行った結果、会議の中で上がった指摘事項について、適切に対応し監督職員で是正確認を行うことを条件に基礎地盤として適切であることを確認頂いた。 ・また、非常用洪水吐き導流部については、打設ブロック全体での安全率が 4 以上となるよう対応することを条件として所定の岩盤であることを確認した。 (2) 指摘事項 ・No. 15～15. 6、DC+67～75 付近において、通常のロック材では充填できないような凹部や浮石が見られた。丁寧な施工をする。 ・DC+50～60 付近の低標高部で数か所に凹部が見られた。細粒ロック材で盛立を行う。		
発注者	上記について１ □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		
受注者	上記について □指示　□協議　□通知　□承諾　□提出　□報告　□届出　□その他（　　）します。 平成　　年　　月　　日		

総括監督員	主任監督員	監督員	

管理技術者	担当者		